

神奈川最賃千円裁判傍聴記(二十五)

下山房雄(かながわ総研元理事長)

2016年12月7日の東京高裁判決。傍聴できずに裁判所前に待機する人々に提示する文字縦書きの「旗」として出されたのは、残念ながら、4回の高裁要請行動で届けた1万7千筆の「公正審理要請署名」も全く無視する「司法の責任放棄」「不当判決」だった。高裁101号法廷傍聴98席に対する傍聴希望125人の先頭1番札で抽選に臨んだ私は当選、で法廷に入れた。15時に壇上(裁判長・山田俊雄 右陪席・鈴木順子 左陪席・菊地章)から告げられたのは「控訴棄却」の一言、一瞬の間であった。裁判所前の「旗出し」に私が十分に間にあった所以でもある。

日比谷公園から新橋駅近くまでの繁華街のデモ(参加二百人近く)。国公労連事務所での判決報告集会。神奈川労連、弁護団、原告らの懇親会食会。これらに加わって、話を聞きながら私はいろいろ考えた。ー

判決言い渡しの言語のみならず、判決文の文字も極少量。「事実及び理由」がA4一枚、「当裁判所の判断」がA4一枚、計二枚の判決文だ。「当裁判所も、本件改正決定に処分性は認められないから控訴人らの訴えは不適法」との(判断の論拠が積極的に論ぜられることなく「原判決の通り」ですませる)「引用判決」である。高裁の地裁判決に対する補正の判断として挙げられることは、次の2点だ。一つは最賃決定に「処分性あり」としたら使用者が法的に抗争するのに困るという主張(!? 弁護団顧問大川弁護士はこの点を原審判決よりも悪質な特徴と評する 同感)。もう一つは「平成20年最判」(最判とは最高裁判例のことらしい。が、一審判決には「平成21年最判」が最賃決定とは異なる行政処分を確定したものとして登場するが「平成20年最判」は登場していない)は、土地整理区画事業の「施行地区が特定限定されている」場合であって、最賃決定の処分性論拠にはならないというもの。

いずれにせよ、報告集会で叫ばれた原告の声々が今回の高裁判決の不当性を浮彫させる。「これでは一億総活躍どころか一億総崩れだ」「労働者の生活の苦しさを無視した紙きれ一枚の判決」「訴訟運動に参加してきた皆がなお闘うべき判決」・・・

因みに昨日12月8日に下された第4次厚木基地騒音訴訟最高裁判決(「東京新聞」報道は「人権救済 司法が放棄」との見出しで解説)で取り消された自衛隊機早朝深夜飛行差し止めの一審判決(2014年5月)は、わが神奈川最賃裁判の当初の裁判長である佐村裁判官が裁判長として下したものだ。原告適格性無し一裁判門前払いをとの被告国側の主張は、佐村裁判長の「800円時給の者が1000円になるなら200円損失回復でしょう」といったコメントで氣勢をそがれ、門前払いの中間判決を被告は求めないことになって審理が実質的に繰り返され、最賃水準が単身労働者の生保基準さえも全く満たさないことが明らかになったのが、一審の経緯である。

一・二審の判決は、門内に5年間入っていたのに、実は入る権利は無いので出てゆけというようなものだ。立法府が最賃法改正(9条3項)で、生保基準との整合性を定めたにも拘わらず、行政が最賃と比較する生保基準をデタラメ非科学的かつ不公正非中立的方法で行ったことが明らかにされた。この本論部分で行政をヨイショすることが困難なために、三権分立の機能(暴走行政の司法による規制)を形骸化する「処分性」の法理をかざして、最賃行政の不当な現実を擁護する姿勢を裁判所は貫いた。まさに「司法の責任放棄」だ。許せない。民主主義的立憲国家の内実を確保するために、世論を喚起し、この闘争をなお広げ、勝利のため頑張ろう。(12月9日)